

北朝鮮による弾道ミサイル発射に対する非難決議

北朝鮮は、令和 4 年 10 月 4 日に弾道ミサイルを発射し、日本の青森県上空を通過し、太平洋に落下した。さらに令和 4 年 11 月 18 日には日本の EEZ（排他的経済水域）内の、北海道の渡島大島の西およそ 210km 周辺の海域に落下した。これで日本の EEZ の内側に落下したのは 11 回目となり、1 年間に発射した発数は過去最高となっており、威嚇的な行動がエスカレートしている。

これまで我が国を含む国際社会が、北朝鮮に対し再三にわたり厳重に抗議してきたにもかかわらず、弾道ミサイルの発射を強行した北朝鮮の行為は、国連安全保障理事会の決議や日朝平壤宣言に明らかに違反するものであり、我が国のみならず近隣諸国の平和と安全を著しく脅かすものであり、許しがたい暴挙で、断じて容認することはできない。

よって、松島町議会は、我が国を脅かす北朝鮮の度重なる暴挙に対し、厳重に抗議し、強く非難する。また、日本政府においては、国際秩序と国際法を破壊しかねない北朝鮮に対し挑発行為の自制を強く求めるとともに、我が国の平和と安全を守り、国民の安心・安全の確保に万全を期すため、国際社会と緊密に連携し、断固とした外交的対応をとるよう強く求めるものである。

以上決議する。

令和 4 年 12 月 2 日

宮城県宮城郡松島町議会